

改正後	改正前
<p data-bbox="85 214 1251 239">個⑥035-4 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】</p> <p data-bbox="351 285 1086 311" style="text-align: center;">試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p data-bbox="139 388 1300 459">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 6 項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="161 473 952 498">この明細書は、この特別控除を受けるときの確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="161 517 1111 542">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="139 562 282 587">1 記載要領</p> <p data-bbox="161 604 1300 1020"> (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「③」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。 (3) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。 (4) 「⑨」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。 (5) 「⑰」欄は、措法第 10 条第 6 項第 1 号の規定の適用を受ける場合には、「又は⑱の金額」を消し、同項第 2 号の規定の適用を受ける場合には「⑧の金額又は」を消して記載します。 (6) 「⑱」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄の B の金額を記載します。 </p> <p data-bbox="139 1039 255 1064">2 提出先</p> <p data-bbox="183 1078 460 1103">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="139 1122 282 1147">3 根拠条文</p> <p data-bbox="183 1166 312 1192">措法第 10 条</p>	<p data-bbox="1361 214 2527 239">個⑥035-4 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】</p> <p data-bbox="1627 285 2362 311" style="text-align: center;">試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p data-bbox="1402 388 2590 459">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 6 項に規定する試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1424 473 2233 498">この明細書は、この特別控除を受けるときの確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1424 517 2398 542">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="1402 562 1544 587">1 記載要領</p> <p data-bbox="1424 604 2590 1020"> (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「③」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。 (3) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。 (4) 「⑨」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。 (5) 「⑰」欄は、措法第 10 条第 7 項第 1 号の規定の適用を受ける場合には、「又は⑱の金額」を消し、同項第 2 号の規定の適用を受ける場合には「⑧の金額又は」を消して記載します。 (6) 「⑱」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄の B の金額を記載します。 </p> <p data-bbox="1402 1049 1517 1074">2 提出先</p> <p data-bbox="1446 1093 1723 1118">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1402 1137 1544 1163">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1446 1182 1575 1207">措法第 10 条</p>